

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

戸籍副本データ管理システム全件データ送信業務

### 2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市の戸籍情報システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社のパッケージソフトウェアを大阪市仕様にしたシステムである。また、戸籍法改正により、当該事業者が令和2年度に本システムの改修工事を行っている。そのため、本システムの使用許諾は富士フイルムシステムサービス株式会社であり、8月から実施する全件データ送信作業についても当該事業者しか行うことができない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7339）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 人権啓発推進員の育成事業

### 2 契約の相手方

令和3年度 人権啓発推進員の育成事業業務委託共同体

### 3 随意契約理由

本件契約は、人権啓発活動の担い手として活動している人権啓発推進員が、各区・地域での人権啓発活動において、より一層活躍できるよう、推進員の育成を目的とする事業について、事業者「効果的な研修内容・手法により、推進員が傾聴・会話手法等のスキルアップや最新の人権知識を習得し、人権啓発活動に役立て活用する」といった成果を上げるために、最も適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

令和3年 人権啓発推進員の育成事業業務委託共同体は、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同団体と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 広域交付インターフェース変更対応にかかる住民基本台帳等事務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

コロナ禍における困難・課題を抱える女性に対する支援事業業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

### 3 随意契約理由

本件契約は様々な困難・課題を抱える女性に対して社会との絆やつながりの回復に向けた寄り添った支援を行うことを目的とする事業について、事業者が相談者の多様な背景を踏まえながら相談者の相談を受け、相談者に対して適正な対応をするために最も適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。また、SNS の活用手法や生活に困窮する女性への支援について新たなスキルやネットワークを活用した対応が要求される。その対応手法等については、困窮する女性の課題や実情をふまえ、身近なコミュニケーションの手段として SNS を効果的に活用して実施することが必要であり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当である。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）